

志津川戸倉地区活性化計画

宮城県南三陸町

平成26年12月平成30年〇〇月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	志津川・戸倉地区活性化計画	市町村名	南三陸町	地区名(※1)	志津川・戸倉地区	計画期間(※2)	H26～28H30～H32
都道府県名	宮城県						

目標：(※3) 当地域の地域資源を用いた体験プログラムの開発を行い、地域の活動団体や宿泊施設と協力して都市住民の受け入れを行うことにより、震災により失われた都市－農山漁村体験交流の復活を図り、交流人口の増大と定住促進を目指す。 具体的には、自然環境活用センターにおける講座受講者を平成28年に800名、平成29年に1,500名、平成32年度までに800人とすることを目指す。	目標設定の考え方 地区の概要： 当地区は南三陸の重要漁港である志津川漁港の背後地帯として、また南三陸町の中心として漁港と観光を軸として発展してきた。地区内には漁市場が開設され、水産加工業者が多数存在するなど、水産業が重要な産業として位置づけられている(環境省)干潟があり多くの水鳥が飛来する場所にもなっており、豊かな自然環境が形成され、豊かな自然環境となっている。 また、前面の志津川漁港ではカキ・ホヤ・ホタテ・ワカメ・ギンザケの養殖が盛んだけでなく、APEC水産加工川へのシロザケの遡上やリアスの特徴的な生物を観察するダイビングエリアの存在など、自然の恵みを活かした人の営みが地域の魅力を作り出している。 こうした三陸特有の地域資源を活かして、水産業を基幹産業としつつ、近年は山と海のコンパクトなつながりや半農半漁の暮らしを体験できる体験型観光に力を入れているところである。 現状と課題 東日本大震災により、当地区は広範囲にわたり浸水や建物倒壊の被害があり、人々は生活再建を余儀なくされている。 本事業で再建を目指す南三陸町自然環境活用センターは、戸倉地区に設置されていたが、震災により被災し閉鎖された。新たに造成された高台を結ぶための国道398号線の法線変更に伴い、その用地を接線道が横切するため、現地再建は不可能な状況にある。 また、人口の急激な減少が進む中、資源の集中と連携による効果の最大化を図る必要がある。 当地区の海岸線には1987mの震災前より高い防潮堤が整備されるため、住民が海と親しむ、自然を学ぶ場となる場所がなくなることから、住民からは親水空間創出を要望されている。 このことから、従前のように地域の自然や暮らしの魅力を発信し、都市住民との交流機会を復活させることにより、震災により流出した地域住民や新たな住民の定住促進を図るとともに、地域の活性化を図る必要がある。 今後の展開方向等(※4) 当地区は、海と山に囲まれており、海山が一体となって自然環境を形成している。また、当地区は国道45号線と398号線が交わる点にあり、三陸自動車道の整備が進み、外部からの交通アクセスが良くなり南三陸町の玄関口としての役割を担っている。森・川・里・海のいずれにも近接するという地理上の特性を活かし、志津川地区において地域の自然や暮らしの情報を発信し、都市住民と交流の場を構築する。 具体的には、被災した自然環境活用センターを復旧(既存施設の改修利用)し、地域密着型の地域資源研究による調査を行い、地域資源を活用した体験プログラムの開発と実施により交流人口の増大・掘り起しを行う。 また、自然環境や1次産業を含めた地域資源の持続的な活用を促し、地域住民と都市住民が共同して持続可能な社会づくりを行うための拠点としての機能を発揮することで、地域の魅力やブランド力向上を目指す。
---	--

- 【記入要領】
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
 - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
 - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
 - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
- また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
南三陸町	志津川戸倉地区	自然環境等活用交流学習施設(教養文化・知識習得施設)	南三陸町	有	ハ・⑫	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

志津州戸倉地区(宮城県南三陸町)	区域面積(※2)	792 650	ha
区域設定の考え方(※3) ①法第3条第1号関係:			
②法第3条第2号関係: 当該地区は南三陸町の中心南側に位置し、周辺の農山漁村集落や観光施設等との連携が容易であるとともに、都市部から比較的アクセスしやすく、交流人口の受け入れに好適である。漁業者の住居が高台へと移転するなど、漁村の形態が大きく変化する中で、農山漁村の枠を捉え直す必要がある。東日本大震災により17,676名(平成23年1月末)から14,370名(平成26年6月末)13,202名(平成30年1月末)へと人口減少が著しく、地域特性を活かした定住促進が不可欠である。壊滅した町の機能の復旧・復興のためには、施設の集約的な設置(既存施設の有効活用を含む。)を図り、サケふ化場など地域との連携による相乗効果を発揮することが重要である。			
③法第3条第3号関係: 当地区は漁業センサスの対象となる漁業集落です。			

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他の農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借権」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

自然環境等活用交流学習施設利用者数と観光客入り込み数調査により、当該地区の入り込み客数を集計し検証する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ① 都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ② 法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。